

令和7年度大学生ハンズオン支援事業 委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度大学生ハンズオン支援事業委託業務

2 現状等

中山間地域等では、人口減少や高齢化の進展により、地域活動の維持や地域活力の低下が問題となっている。また、そのような地域では地域活動を支える若手が地域外に出て行き、地域の担い手が減ってきている。こうした状況下で、地域の人々の暮らしを守るためには、住民が連帯し、主体的に地域課題の解決に取り組むことや、「ワカモノ」「ヨソモノ」の立場や役割を取り入れた新たな課題解決・地域活性化策等を検討することが必要となる。

しかし、地域において、地域課題の解決のためのノウハウや、必要な人員が不足していることから、地域が単独で若い世代を迎え入れ、効果的な地域活性化策を生み出していくのは困難であるという現状がある。

以上のことから、大学生や専門学生等（以下「大学生等」という。）の立場や役割を生かしながら協働して行う活動を支援し、地域の課題解決と活性化を促す必要がある。

3 事業概要

県内の大学生等が中山間地域や離島に入り込み、大学生等の「ワカモノ」「ヨソモノ」としての立場や役割を生かしながら、地域が取り組む活動に対して大学生等が伴走型の支援を行う。支援対象となる活動は次のとおり。

	支援メニュー	大学生が担う役割、活動内容（例）
①	地域活動の基盤・方針の見直し、再構築	【調査・研究】 ・住民アンケートの実施、集計、結果分析 ・多様な世代へのヒアリング調査、意見交換会の実施 ・既存活動の整理、統廃合検討
②	地域活動の担い手確保、裾野拡大	【地域内連携】 ・幅広い住民（特に若年層）を巻き込むための取り組み検討、実施 ・地元の高校生や小中学生が行う地域学習のサポート
③	地域活動の魅力向上、効果拡大	【活動ブラッシュアップ】 ・SNS等を活用した情報デジタル化支援 ・イベントの全部又は一部の企画、準備、運営

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 経費上限額

1,698,840円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託業務の内容

(1) 概要

上記3の事業を実施するにあたり、実施地域との調整や参加学生の事前研修、支援活動のコーディネート業務などを行うことにより、地域の活性化を図るとともに、中山間地域等における地域づくりに関わる人材育成を行う。

(2) 対象地域

次の2地域を対象地域とする。

ア 高梁市宇治地区（宇治地域まちづくり推進委員会）

(7) 地域の概要

JR備中高梁駅より約20kmで高梁市の西北部に位置する。標高300～500mでアカマツ林が広がる豊かな自然の中に多くの史跡、寺社が点在する農山村地域である。人口は469人（R7,3月末）で、高齢化率60%を超えている。人口減少と少子高齢化が著しくマンパワー不足と担い手不足が大きな課題である。基幹産業は農業で、水稻、ブドウなどだが、小規模で水稻はほとんどが兼業農家である。増加傾向にある耕作放棄地の解消と高齢者の生きがいづくりとして「もち麦」を栽培。6次化商品としてねじり菓子やビールを開発している。

(イ) 大学生等と取り組みたい内容

- ・SNS等を活用した情報発信、デジタル化
- ・地域のイベントの全部又は一部の企画、準備、運営

(ウ) 取り組みたい理由

- ・人口減少と高齢化が進行している現状で、まちづくり活動の伸びしろの有無を研究したい。有るならば伸ばし活性化につなげたい。
- ・イベント開催時のマンパワー不足が否めない
- ・若者の柔軟な発想力で魅力アップと情報発信を図りたい。

(I) 活動スケジュール（予定）

【1回目】

時期：令和7年7月

場所：宇治総合会館

内容：地域ヒアリング

【2回目】

時期：令和7年10月

場所：宇治高校グラウンド

内容：宇治ふるさと物産まつり

【3回目】

時期：令和8年2月

場所：宇治総合会館

内容：雑煮サミットin宇治

イ 新見市下熊谷地区（下熊谷はぐくむ会）

(ア) 地域の概要

新見駅から県道32号線を東方向に約4kmの地点に集落の中心地がある。県道の新見勝山線並びに、JR姫新線、中国縦貫道沿いに通じる東西沿いや、それらと交差する南北の谷沿いに集落を形成し、人口は489人、211世帯、平均年齢52.3歳（2024/2.29現在）となっている。

1982年に発足させた「下熊谷振興会」が、地域活動に取り組んでいたが、2021年に小規模多機能自治体の「下熊谷はぐくむ会」に移行した。防災、福祉、教育文化の3つの部会と14集落の福祉委員を中心に高齢者サロン、防災訓練、花桃公園まつり、納涼祭等を毎年開催中。新規事業では昨年末にウッドマルシェ開催。又、3月には、お花見会を実施した。

(イ) 大学生等と取り組みたい内容

- ・SNS等を活用した情報発信デジタル化支援
- ・イベントの全部又は一部の企画、準備、運営
- ・フリートークによるアイデアの創出

(ロ) 取り組みたい理由

はぐくむ会を立ち上げて以降、住民達のワークショップで抽出された、将来にやりたい事の大部分は実行されているが、まだまだ、地域全体としては物足りない。若い力とアイデアで更に活性化させたい。

(ハ) 活動スケジュール（予定）

【1回目】

時期：6月下旬

場所：下熊谷地域づくりセンター

内容：顔合わせ、問題点の抽出、意見交換

【2回目】

時期：7月～8月

場所：下熊谷地域づくりセンター

内容：アイデアの検討、すりあわせ、実施、準備

【3回目】

時期：9月～10月

場所：下熊谷地域づくりセンター

内容：企画案実施

【4回目】

時期：11月～12月

場所：下熊谷地域づくりセンター

内容：反省、将来にわたり継続するための意見交換会

(3) 参加学生

県内の大学生又は専門学校生等 10名程度（1地域5名程度とする。）

※なお、学生の募集及び選考は、県民局が受託者の協議のもと実施する。

(4) 業務内容

ア 実施地域との調整

- ・地域住民との地域課題の整理
- ・支援活動の内容に関する打ち合わせ
- ・上記業務に係わる話し合いのファシリテート及び技術的助言、協議事項の取りまとめ、専門家・先進事例の紹介等

イ 参加学生に対する事前研修の実施

- ・事業の目的及び地域の概要説明
- ・支援を実施する上での課題や取組内容の検討
- ・上記業務に係わる話し合いのファシリテート及び技術的助言、協議事項の取りまとめ、専門家・先進事例の紹介等

ウ 支援活動の企画・実施

- ・地域の現状及び課題を踏まえたプロジェクト内容の検討及び実施
- ・上記業務に係わる話し合いのファシリテート及び技術的助言、協議事項の取りまとめ、専門家・先進事例の紹介等

エ 研修会（ワークショップ等）の開催

- ・研修会の企画・進行
- ・開催に向けた準備・調整

オ 支援活動終了後の評価

- ・参加学生や地域住民に対するアンケートの実施及び結果の集計
- ・実績報告書の作成

(5) 業務実施スケジュール（予定）

業務実施スケジュールは概ね次のとおりとする。ただし、具体的なスケジュールについては、受託者と県民局との協議により決定するものとする。

6月上旬 委託契約締結

5～6月 学生募集

6月 実施地域の調整

6月中旬～2月上旬 支援活動の実施（事前研修・研修会の開催を含む）
事前研修及び支援活動は3回から5回程度開催

2月下旬 支援活動終了後の評価

～3月末 実績報告提出、事業完了

(6) その他

- ・活動期間中の参加学生については、ボランティア保険等に参加すること。
- ・参加学生の自宅から活動場所までの交通手段は、実施地域、参加学生と協議のもと受託者が調整する。なお、参加学生の往復旅費を受託者以外が負担した場合は、負担した者に対し、その費用を受託者が事業の範囲内で支払うことができる。
- ・宿泊を伴う活動を実施する場合、宿泊場所は、活動地域内の民家、旅館・ホテル・民宿、集会所等とし、受託者において準備する。ただし、活動地域内で適当な宿泊場所が確保できない場合は、隣接地域等も可とする。
- ・研修会は、支援活動後に地域で実施し、地域の特色に合わせて、これまでの地域での支援活動の振り返り、ワークショップ（付箋を使ったものなど）、他地域の事例紹介及びこれからの地域について考える内容とし、大学生等の中山間地域等における人材育成を図るものとする。

7 実施体制

- (1) 受託者は委託者の意図及び目的を十分理解した上で、必要に応じて適正な人員を配置し、委託者との連絡調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

8 成果物

受託者は委託期間中に所定の手続により完了検査を受け、合格した成果物を下記9に指定する場所へ納品すること。なお、報告書については、電子データでCD－R等に記録することとし、ファイル形式はワード、エクセル、PDF等とする。

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) その他関係資料等（データを含む） 1式
- (3) 上記(1)、(2)に関する電子データ 1式

9 納品場所

成果物は次の場所に納品すること。

岡山県備中県民局地域政策部地域づくり推進課

〒710-8530 岡山県倉敷市羽島1083

電話：(086) 434-7008（直通）

10 業務に係る留意点

- (1) 受託者は業務を遂行する上で、個人情報保護に関する法令など関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。委託契約終了後も同様とする。
- (3) 著作権をはじめ、本委託業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属すること。
- (4) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、委託者及び受託者の協議の上、定めるものとする。